

官報(号外)

で、当時、与党年金制度改革協議会の座長であった自民党の大野功統議員は、大野さん、おられますか、同協議会の与党合意として、「我々は、国民の皆様の大らかな年金の保険料は年金の給付以外には絶対使わない、こういう誓いに達したわけでございます。」と大見えを切りました。当日はNHK生放送もされており、国民の皆様の前で与党として流用はしないことを公約したわけでございます。

ところが、今回、これまで以上に流用を可能とする二つの法案が政府から提出されました。保険料の流用を、利便の向上に資する情報提供、年金教育・広報、年金相談その他の援助には可能とする条文が追加されました。何でも流用法とでも言うべきものです。天下り団体に仕事を与えるために、全国に年金教育センターや年金広報センターなどができ、保険料が食いつぶされることは明らかです。さらに、平成二十年度以降、永久に年金事務費に保険料を流用できる法案も今回提出されています。

自民党総裁でもある安倍総理にお伺いします。予算委員会でも国民の前で誓った与党の公約をなぜ簡単に破るのですか。素直に二つの流用法を撤回し、年金保険料は年金の支給だけに使うという鉄則を打ち立てていただきたい。いかがですか。撤回しないのであれば、安倍総理に公約破りの責任をおとり願いたい。お答えください。本来は大野議員にもただしたいところです。

民主党法案提出者には、民主党の年金保険料流用禁止法について説明を求めます。社保庁には、不祥事の発端がまだ数多く残っております。民主党の指摘で明らかにした国民年金の未納者を行方不明者で持ち上げる問題。未納者を切り捨てて未納率を減らす、成績

平成十九年五月八日 衆議院会議録第二十七号

アップを目的とした犯罪的行為です。行方不明者となる不在者設定をされると、通知など一切届かなくなり。平成十八年二月末現在で約七十八万人いる行方不明者のうち、不正に行方不明とされた方は何人おられるのか、お示しください。民主党は、一年近く前から調査要求をしており、責任のとり方とともに、お答え願います。社保庁は、監修料という名目で保険料をキックバックして、職員飲み食い代など、五年間で六億円以上の年金や政管健保の保険料を使い込んでしまわれました。しかし、いまだ一億六千万円しか返却されておりません。全額返却させるのが当然と考えますが、いかがですか。これは総理にお伺いします。

政府・与党は、社保庁に甘過ぎます。納付記録の消失問題を初め、不祥事の発端未だほつたらかしのまま、特殊法人に衣がえして逃げ切ること断じて許されません。一連の政府法案は、年金責任逃げ切り法案と言わざるを得ません。安倍総理の反省の弁をお願いいたします。国の二つの保障、安全保障と社会保障、どちらも重要です。社会保障の切り捨てによって全国からわき上がる悲鳴にも似た声をよく聞いてください。現場を歩いてください。頼るべき最後のよりどころが年金なのです。安倍総理におかれましては、責任を自覚して、自分の言葉で答弁をお願いいたします。(拍手)

内閣総理大臣(安倍晋三君) 長妻議員にお答えをいたします。平成十六年の年金制度改革についてのお尋ねがありました。平成十六年の年金制度改革については、平成十六年の制度改革に

おいて、おむね百年程度先までを見通して長期的な給付と負担の均衡を確保し、制度を持続可能なものとするための見直しを行ったところであり、また、本年二月に発表された暫定試算では、昨年末に公表された新人口推計の中位推計や近年の経済動向を織り込むと、全体として年金財政は好転しております。今後、法律の規定に基づき、平成二十一年までに、今回の暫定試算も参考としつつ、しっかりと財政検証を行い、国民の老後生活等の安心を確保してまいります。特殊法人についてお尋ねがありました。特殊法人などの公的な法人は、法律においてその目的や業務を規定し、それに基づいて運営を行ってきているところであり、それぞれの法人は、その目的に対応する成果を上げてきているものと認識しております。例えば、国民生活金融庫は、政策金融改革を行いながら大事にしていくなぎであると考えています。民主党の歳入庁構想についてのお尋ねがありました。社会保障と国税庁を統合し、歳入庁を設置するとの民主党案については、年金保険料と国税とでは徴収の対象が大きく異なり、徴収業務の基本的性格も異なるという現状を無視したものであり、業務の効率化等の利点は考えにくいものであります。さらに、さまざまな問題があった社会保障庁を公務員組織のまま温存する案であり、改革の目的である規律の回復や事業の効率化等の観点から、我々としてはとり得ない案と考えております。年金記録にかかわる民主党案についてお尋ねがありました。

日本年金機構法案等の趣旨説明に対する長妻昭君の質疑

年金記録については、今日では、さまざまな年金制度に加入した場合であっても基礎年金番号で統一的に管理される仕組みとなっており、基本的な問題は解決していると考えています。ただし、基礎年金番号が導入される以前の記録が統合されないケース等が残されていることから、これをどのように基礎年金番号に統合していくかが課題となっております。

このため、社会保障庁では、昨年来、年金記録相談の特別強化体制をとり、年金記録の確認を幅広く国民の皆様と呼びかけており、今後さらにその周知に努めてまいります。これらの取り組みを適切に進めていくことにより、民主党案によらずとも対応していくことができると考えておりますが、年金記録の重要性に関する民主党の考え方は十分参考にさせていただきます。たいと存じます。

年金加入記録についてのお尋ねがありました。すべての被保険者、年金受給者に対して納付記録を送付し点検をお願いすることは、大部分の方の記録が真正なものであることを考えれば、非効率な面が大きいのではないかと考えます。年金記録については、今後、三十五歳、四十五歳、五十八歳の各時点で御確認いただく体制を整備されることとなっております。また、現時点で年金記録に不安や疑問をお持ちの方には、現在、社会保障庁で実施している年金記録相談の特別強化体制を御活用いただくこととしており、その周知にさらに努めてまいります。

民主党からの調査要求への回答についてのお尋ねがありました。民主党からの調査要求に対しては、ことし一月に、厚生労働大臣より、回答できるものはお答えし、回答できないものはその理由をお示ししたも

九

